

公 表 日

平成28年 8月16日

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	巨瀬川高島橋架替受託合併工事資料作成業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 富岡 誠司 久留米市高野1丁目2番1号
契約年月日	平成28年 8月16日
契約業者名	三井共同建設コンサルタント(株)
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5
契約金額	5,670,000円(税込み)
予定価格	5,821,200円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	筑後川河川事務所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	平成28年 8月17日
履行期間(至)	平成28年12月16日
備考	入札情報サービス(PPI) ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> ) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約課程に関する情報を閲覧可能である。

## 契約理由書

1. 業 務 名 : 巨瀬川高島橋架替受託合併工事資料作成業務
2. 履 行 場 所 : 筑後川河川事務所管内
3. 契約の相手方 : 名称 三井共同建設コンサルタント(株)九州支社  
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5  
電話 092-441-3892
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

### 5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

#### (1) 当該業務の目的

本業務は、巨瀬川高島橋簡易型詳細設計業務(三井共同建設コンサルタント(株)九州支社 平成25年2月~平成25年12月)の設計者が、設計変更審査会等に必要な資料の作成を行うことにより、対象工事の品質確保の向上に資することを主な目的とする。

#### (2) 当該業務の内容

本業務は、筑後川河川事務所が発注している「巨瀬川高島橋簡易型詳細設計業務」に関わる工事において資料作成業務を主な内容とする。

#### (3) 随意契約に付する理由

本業務は、「巨瀬川高島橋簡易型詳細設計業務」に関わる工事において設計図書に示された施工条件が一致せず、詳細設計時に想定していない条件が発生した際、詳細設計を担当した設計者が施工段階において発生する様々な問題について、工事完了まで一貫して携わることで、必要となる設計の変更点を早い段階で見出すことが出来る。これにより施工の手戻りを未然に防ぐことが可能となり、設計成果の品質及び工事目的物の品質を確保するものである。また、設計図書の見直し作業が生じた場合、迅速な対応が可能となるため、工事工程への影響は最小限にとどめることにつながることから、工事实施の安全上の観点より得策であると判断する。

また、過年度の「巨瀬川高島橋簡易型詳細設計業務」の発注にあたっては、別途随意契約による「設計意図伝達・資料作成業務」を付随して発注する予定がある旨を条件として契約しており、事業のスケジュールに合わせて、設計意図の正確な伝達及び設計変更等に係る検討や図面及び数量の編集・作成を行う必要があることから、本業務を実施出来る者は、上記相手方に限定される。

以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記相手方と随意契約するものである。

随意契約理由書作成者  
筑後川河川事務所 工務第一課長